

令和3年度第3回加古川市介護保険運営協議会 議事録 要旨

日 時：令和4年3月17日（木） 14:00～16:00
場 所：加古川市立青少年女性センター 大会議室
出席者：【委 員】12名出席
 【事務局】13名出席

1 開会

(会 長)
あいさつ

2 審議事項

令和4年度における介護サービス基盤等整備について
※加古川市情報公開条例第5条第5号に基づき、審議内容及び資料を不開示とします。

(会 長)
令和4年度における介護サービス基盤等整備について、議決を採る。⇒可決

3 報告事項

(1) 令和4年度地域包括支援センター実施計画について

(事務局)
資料2より説明

(委 員)
若年性認知症の人への支援として、地域包括支援センターがどのように連携して支援を行っていくのか具体的に教えてください。

(事務局)
若年性認知症については、支援者も十分な知識を得られていないことがあるため、支援者への研修を実施しています。例えば、障がい者関係の支援についての研修や、医療に関する勉強会も行っています。今年度は、地域包括支援センターに配置している認知症支援推進委員の研修を重視してきました。実際に本人の意見を聞く研修などを行い、本人がどのように思い、どのようなことに困っているのか、その困り事に対して市がどのような施策を展開していけばいいのかを考えていくことを重視しています。県にも相談窓口があり

ますので、連携を取りながらその人に合った支援を考えていくことを積み重ねて、今後に向けてより良い支援ができるように考えています。

(委員)

医療的なことや、その人の状態を把握し、その人に合った支援を行うことはもちろんですが、若年性認知症の人が家族を支えることにおいて、市は県と連携しているとの説明でしたが、市の内部や身近な機関との連携はできるのでしょうか。本人は、どのような支援が受けられるのか、どのような仕組みがあるのかわからないこともあると思います。

例えば、地域包括支援センターと病院が連携できるのか等、きめ細やかな施策と方法を提示することを至急していただきたいと思います。

(委員)

地域包括支援センターでは職員数を増やすなど大変頑張っておられますが、町内会の立場から言わせてもらおうと、残念ながら、これだけ多くの取組みをされていても、市民の皆さんは、困ったときに相談に行くレベルであり、地域包括支援センターがどんなことをしているかなどについては理解されていません。何か困り事があると民生委員に相談に行くことが定着しているように思います。

もう少し、町内会が連携することにより、本当に困った人が少なくなるようにという意味で、予防的な啓発ができる仕組みができないかと考えています。

本当に困ってからではなく、困る前に何か事前にできることはないか、何かしら予防する方法を見つけて役に立つような仕組みづくりを考えたいと思っておりますので、今後ともアドバイスをよろしくお願いします。

(委員)

今の意見に賛成です。コロナ禍において、こんな人がと思う人が介護も受けずにあつという間に亡くなったということがありました。コロナ感染が怖くて自宅に閉じこもっている間に、老人大学やさまざまな研修やイベントが中止になりました。コロナ禍でも、もう少し人生を楽しめて、お葬式も皆で出来ればと思うこともありましたので、地域包括支援センターからさまざまな情報を事業所へ提供いただき、高齢者が、元気で一日でも長生きして楽しい人生を送ってもらえるように、市や地域包括支援センターはそれだけの知識は十分にお持ちだと思いますので、提供する方法を皆さんで知恵を絞って取組んでいただきたいと思います。

(委員)

コロナ禍で世の中が意気消沈していることは残念なことです。

町内会と地域包括支援センターが連携し、認知症の人が迷った時に地域として援助でき

るような訓練をするなど地域での取組みができればと考えます。地域包括支援センターによって活動が異なりますし、丸投げにはできませんから、それぞれの経験を持ち寄り、行政、社会福祉協議会も協力して町内会の地域づくりをやっていければ良いまちづくりになると思います。

(2) 認定者数、受給者数等のモニタリング結果について

(事務局)

資料3より説明

(委員)

介護サービスを利用する予定のない人がとりあえず認定の申請をするということがよくあります。そうするとどうしても要支援1、2の認定を受けることが多いです。また、新規申請の人で、介護負担が比較的大きい状況にも関わらず、今まで家族が居宅介護していたという人もいます。要支援の割合が高い要因としてはこういったことも影響していると考えられます。

(3) 介護予防・重度化防止の目標達成状況等について

(事務局)

資料4より説明

(委員)

事業概要の目的として住民主体の通いの場を充実させるということですが、高齢者にとっても通いの場は必要です。免許証を返納した場合、出かけることができなくなるのではないかと心配もしていますので、このような通いの場などは、歩いて行ける場所であることが継続していくためには大切だと思います。認知症予防や、介護予防は大事なことです。住民主体の活動とはどのようなイメージを持てばいいのでしょうか。立ち上げの際や、代表者やボランティア側の負担が大きければ継続していくことは難しいと考えています。私自身、町内会でサロンのボランティアを6年間しましたが、今はありません。地域包括支援センターにもサポートしていただきましたが長く続けるのは難しいと実感しています。

この通いの場をどのように住民主体として充実させようと考えておられるのか、具体的に教えていただけますか。

(事務局)

「住民主体の通いの場」について、「いきいき百歳体操」の集まりをイメージしていただ

くと考えやすいと思います。会を運営するに当たり、会場の鍵を開ける、会場準備をするといったことを代表者だけでなく参加者とともに行っている会場もありますので、出来るだけ代表者の負担を軽減できるように、参加されている人に役割を担っていただくことも大切だと考えています。

代表者が一人負担を抱えてしまうことで、次に引き継ぐ人が居なくなるといったこともありますので、地域の人ができることはしていただき、参加者が主体性を持って活動していただくことが大事だと考えます。

市では、代表の方々に集まっていただき代表者向けの研修も実施しています。どのように会を開催したらいいのか、どのように関わったらいいのかというような悩み事を抱える人もいらっしゃいます。研修の中でグループワークを行うことで問題解決に繋がる事や、解決のヒントを見つけていただくこともあります。こういったことから代表者の負担軽減にも役立っていると思います。

(委員)

今の説明はごもっともだと思いますが、地域の人たちがその内容を知っていることが必要だと思います。このようなことを皆が知っていてこそ、鍵を順番に開けるなどの決め事ができると思うのですが、そのような決め事をする事について市はどのように考えておられますか。地域で決め事を決めるということが難しいと思いますし、負担になると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

「いきいき百歳体操」の場合ですと、立上げの際に市のスタッフが当初4回、1週間ごとに現地へ赴き、体操の紹介や関わりなどについても話をしていますので、その場で、参加者への意識づけができていますと思います。代表者の中には世話をしたいという強い気持ちをお持ちの人もいらっしゃるのですが、会場準備を一人でされる人もいますが、その場その場の各団体の様子に応じて話をさせていただいています。

(委員)

積極的にやってあげようという会場もあるという所がボヤッとしているところでして、誰かがリーダーシップを取らないといけないが、誰が取るのかという雰囲気にもなります。

自分が実際にやってみてそのようなところが非常に難しいと感じています。通いの場をしなくなり、今は、有志数名が公会堂を借りて集まり「ぬり絵」をしています。それでもリーダーは必要となります。少人数の集まりですので、会場の鍵を開けてもらい、その場で話をする、情報交換する、笑い合うことが刺激になっています。

しかし、その程度ではいきいき百歳体操やACP教育、認知症予防推進の話までたどり着かないのではないのでしょうか。今は井戸端会議のような集まりです。なのでなんとか活動が

できていますが、住民が介護予防やいきいきとした生活ができる組織を作っていこうとするならボランティアだけでは大変だと考えます。

(委員)

私の考え方ですけど、老後を幸せに過ごす上で、いろいろな人と交流がある人、ない人では大分違います。いきいき百歳体操をする人、グラウンドゴルフをする人、地域によっては田畑で農作業する人、町内会のつどいの場で仲間と集う。体力が低下した人がグラウンドゴルフからいきいき百歳体操へ、その次には、つどいの場へ参加する。似たような人が交流することで、民生委員や親しかった人にボランティア的に支援してもらうなど、体力の低下や能力の低下と共に付き合いができていきます。専門的なACPの話もありましたが、そのようなことに慣れた専門職の人とのネットワークが大事だと思います。そういった面では、社会福祉協議会は得意かもしれませんが、具体的、立体的な地域づくりを地域単位でやっていくには、実態を良く知っている、地域包括支援センター、民生委員、町内会長や町内会役員が体力に見合った、あるいは協議に見合った集団を作れるような支援が大事ではないでしょうか。

エイジングインプレイスといった考えの中、介護や専門職の支援の中につどいがあるという形で、孤立させない、助け合える仕組みを作っていくことが必要だと考えます。

市役所、社会福祉協議会、医療・介護・福祉職を退職した人と交流のあるネットワークを地域ごとに作っていくことを、行政として支えていく必要があると思います。

(4) 介護給付適正化の目標達成状況等について

(事務局)

資料5より説明

(委員)

介護認定の更新において、新型コロナウイルス感染症による特例措置で、有効期間を1年延長することができていましたが、それに伴い令和4年度の更新件数はかなり増加するのではないかと思います。件数の見込みが分かれば教えてください。

(事務局)

申請者ベースで約17,000人を見込んでいます。

(5) 令和4年度介護保険事業特別会計予算(案)について

(事務局)

資料6より説明

(委員)

介護施設を運営する立場として、人材確保がより厳しくなってきたと感じています。人材紹介の会社に依頼すると、資格なしの人でも紹介料は高額で、3か月で退職しても紹介料は返ってこないという状況です。外国人の採用についても、東京や大阪が人気で、加古川は魅力的だと思ってもらえません。EPAの制度を利用してもマッチングしなくなりました。加古川の認知度が低いと感じます。例えば、認知症サポーター養成講座をボランティアではなく仕事につなげる、いきいき百歳体操の参加者で興味がある人をつなげるといったことができないだろうかと考えています。建物ができて職員が確保できずに開設ができなかったり、定員いっぱい利用者を入居させることができなかつたりする事業所もあるという、人材確保が難しいという現状を知っていただきたいと思います。

(委員)

職員の確保はもちろん、その質の担保も課題です。加古川独自でなにか対策をするという事は難しいかもしれませんが、現場の声を、国に上げていくことはできるのではないかと思います。事務局にはどのようなことができるのかを考えてほしいと思います。

(事務局)

市の中でも、介護保険事業計画の中で人材確保について取り組んでいます。例えば、年に2回日常生活支援サポーター養成研修を実施しており、これは介護予防の事業所で介護資格がなくても働けるヘルパーサービスとして事業所への繋ぎの研修としています。県の枠組みの中でメニューを組んだ2日間の研修を受けていただき資格を得るといったものです。受講者には修了証を交付しており、事業所で働くことが出来ます。

今年度は約40名が受講されました。コロナ禍でも受講を希望される人は多く、以前は、受講理由として、「家族の介護の役に立つ」「将来の自分や家族のための勉強」といったものが多かったのですが、先日実施分では、半数以上の方が将来的に事業所で働きたいという理由で申し込まれていました。

市としても、研修を実施するだけでなく、研修の昼休憩を利用して事業所の人との相談ブースを設け、チラシも配布しています。実際に、一部の事業所の人に来ていただき、どんな仕事をするのかなど話を受講者が聞ける機会を設けました。

これまで、予防サービス事業所のみ声掛けしていましたが、先ほどの施設の人材不足のお話を聞いて、今後は、他の事業所、特養やデイサービス事業所へも声掛けを行い、いろんな人の話が聞けるような形を模索していくことも必要かなと考えました。その際にご協力いただければと思います。また、県の人でもケア・アシスタント制度といった介護補助

に従事するスタッフを最低賃金以上で採用した事業所へ数か月補助が出ます。スタッフは補助期間終了後には、そのまま勤められるという制度も制定されていますので活用いただければと思います。

実際の勤めについてもですが、通いの場の世話役、地域の町内会役員、民生委員の方々の担い手不足などマンパワーの部分については今後、課題が大きくなることがわかっていますので、いろいろな人の力を借りて、事業所、大学、高校などの教育機関の力も借りて人材不足を少しずつ埋めていけるような仕組みを考えていければと思っております。

(委員)

加古川市独自の取組みかもしれませんが、とても大事なことでぜひ広げていっていただけることに期待したいと思います。

4 その他

5 閉会

(副会長)

あいさつ